

第 151 回 I P U (列国議会同盟) 会議派遣参議院代表団報告書

団長	参議院議員	藤井 一博
同行	国際会議課長	外川 裕之
会議要員	国際会議課	窪田 沙耶

1. 始めに（派遣の概要）

第 151 回 I P U 会議は、令和 7 (2025) 年 10 月 19 日 (日) から 23 日 (木) までの 5 日間、スイス・ジュネーブのジュネーブ国際会議センターにおいて、129 の国・地域、6 の準加盟員 (国際議員会議)、36 のオブザーバー (国際機関等) から 1,103 名 (うち、議員 594 名) が参加して開催され、参議院を代表し、藤井一博議員が出席した。

今次会議では、長期化するロシアのウクライナ侵攻や、ハマスによるイスラエルへの越境攻撃を契機に激化しているイスラエルによるガザ地区への軍事行動等により、多くの民間人死傷者が発生していることを背景に、「危機的状況における人道規範の維持及び人道行動の支援」を議題として討議が行われた。

本会議において、複数の外国議員団から広島・長崎における原子力爆弾投下や、ウクライナ侵攻に伴う核の脅威等についての発言がなされる中、藤井議員は、日本が 80 年前、史上初の核攻撃による惨禍を経験した国であるからこそ、二度と戦争を繰り返してはならず、核兵器の非人道性を国際社会に訴えていく責任があることを強調し、政治的な立場は国ごとに異なるかもしれないが、人の命と尊厳を守る倫理的・法的原則は全ての国が共有すべき普遍的価値である旨述べ、民間人を含む多くの尊い人命が失われているガザ地区やウクライナの悲惨な状況に一刻も早く終止符を打つべく、国際社会の結束を呼び掛けた（発言全文は後述の 3.

(2) を参照。なお、藤井議員は英語で発言した）。

今次会議には、日本国会から藤井議員 1 名のみの参加となったが、唯一の被爆国である日本の国会議員が核兵器の非人道性等を強く訴えたことにより、日本のプレゼンスを明確に示す機会となった。参加代表団の中には、藤井議員の発言を引用し、本会議において核兵器廃絶を訴える者もいた。

また、藤井議員は、フィリピン及び英国の各国代表団と会談を行ったほか、約 40 か国の議員団と精力的に懇談した。さらに、WHO (世界保健機関) 及び ILO (国際労働機関) の幹部に加え、地元鳥取県の中海が国際的に重要な湿地として登録されているラムサール条約の事務局長と面会し、各機関の取組や我が国が貢献し得る分野等について意見交換を行った。

以下、本報告書では、藤井議員の活動を中心に今次会議の概要を報告する。

2. A S E A N + 3 会合及びアジア・太平洋地域グループ会合

藤井議員は、19 日 (日) に開催された A S E A N + 3 会合 (議長国 : シンガポ

ール）及びこれに続いて開催されたアジア・太平洋地域グループ会合（議長国：中国）に出席した。

両会合では、今次 IPU 会議における役員の選出等について協議が行われた後、緊急追加議題の選定及び決議案起草委員会委員の推薦について検討が行われた。緊急追加議題とは、IPU 会議開催時の国際情勢に鑑み、国際社会が緊急に行動する必要がある主要な事案に関し、本会議における投票で 3 分の 2 以上の多数を得た議題案を 1 件のみ本会議の議事日程に追加できるものである。今次 IPU 会議には、タイ代表団から、東南アジアを中心に日本でも被害が生じている特殊詐欺を含む国際組織犯罪への対処について、また、南アフリカ代表団から、軍により憲法が停止され、暫定政権が発足したマダガスカルにおける議会の支援について、それぞれ緊急追加議題案が提出された。協議の結果、アジア・太平洋地域グループとして支持する議題案の決定を行わないこととし、21 日（火）に行われる本会議での議題案への投票については各国の判断に委ねることとなった。議題案が選定された後の決議案の起草委員会委員については、本地域グループから、カンボジア、中国及びタイを推薦することに決定した。

会場において、藤井議員は、タイ代表団から同国提出の緊急追加議題案についての支持要請を受けたほか、IPU 執行委員を務めるオーストラリア下院議長を始め、フィリピン、カナダ、ニュージーランド、ベトナム等の議員やフィジー文化遺産大臣等、アジア・太平洋地域の多くの国の代表と懇談した。

3. 本会議

本会議は 20 日（月）から 23 日（木）までの 4 日間にわたり開催された。トウリア・アクソン IPU 議長（タンザニア国民議会議長）が欠席のため、モラフスカ＝スタネツカ IPU 副議長（ポーランド上院議員）が本会議の議事を主宰した。

本会議場内において、藤井議員は、南アフリカ全国州評議会副議長から同国提出の緊急追加議題案についての支持要請を受けた。

（1）緊急追加議題

今次会议においては、①南アフリカ代表団から「マダガスカルに関する議会間の連帯及び協調行動のための世界的な呼び掛け」について、②タイ、アルゼンチン、チリ、ポーランド及びスウェーデン代表団からの共同提案として「国際的な組織犯罪、サイバー犯罪並びに民主主義及び人間の安全保障に対するハイブリッド脅威に対抗するための議会行動」について、計 2 件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。

21 日（火）の本会議において、それぞれの緊急追加議題案の概要説明が行われた後、ロシア代表団から、両議題案とも、IPU 会議規則第 11 条第 2 項が緊急追加議題の要件として定める「国際社会による緊急の行動を必要とする最近の主要な国際情勢」には当たらないとし、投票に付すことを反対する旨の意見が述べら

れたが、I P U副議長は、I P U会議規則第 11 条第 3 項に従い、運営委員会において両議題案の受理許容性が確認されている旨述べ、その後、各国代表団による投票が行われた。

①の議題案は、マダガスカル軍による暫定政権発足により、政治・治安状況が流動的となっている同国における民主主義の維持を支援するもの、②の議題案は、我が国でも問題となっている特殊詐欺を含む国際組織犯罪対策に関するものであり、藤井議員は、両議題案の重要性に鑑み、それぞれに賛成 10 票を投じた（I P U規約第 15 条第 3 項に従い、今回議員 1 名の参加となった日本代表団の持ち票は各議題案につき 10 票）。

参加代表団による投票の結果、両議題案とともに、緊急追加議題として認められるために必要な 3 分の 2 以上の賛成票を得、①は賛成 743 票、②は賛成 834 票となり、最多の賛成票を得た②の議題案が今次 I P U会議の緊急追加議題として採用された。

22 日（水）、アルジェリア、カンボジア、中国、ジブチ、ヨルダン、メキシコ、オランダ、南アフリカ、スウェーデン及びタイの 10 か国の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

23 日（木）の本会議において、起草委員会によって起草された決議案「国際的な組織犯罪、サイバー犯罪並びに民主主義及び人間の安全保障に対するハイブリッド脅威に対抗するための議会行動」が上程され、同決議案は全会一致をもって採択された（緊急追加議題の全文は別添 1 参照）。

決議は、国際的な組織犯罪等により、女性や子供を含む脆弱な被害者が、拷問や拘禁の脅威の下で強制的にサイバー詐欺を強要され、人権侵害の危険にさらされていることを懸念し、各国政府及び議会に対し、詐欺組織への勧誘を助長する脆弱性の構造的原因（貧困、不平等、制度的欠陥及び腐敗）に対処するよう要請するとともに、サイバー犯罪、人身取引、資金洗浄及び腐敗の連鎖に対処するための立法、監視及び協力の強化を求める等の内容であり、I P U規約第 7 条に基づき、各国政府宛に送付される。

なお、南アフリカ代表団が提出した①の議題案については、緊急追加議題として採用されなかったものの、軍が権力を掌握したマダガスカルにおいて、同国の議会を支援する重要性に鑑み、23 日（木）の本会議において、I P U議長名による「マダガスカルの状況に関する I P Uリーダーシップ声明」が発出された。

（2）「危機的状況における人道規範の維持及び人道行動の支援」に関する一般討議

一般討議は、20 日（月）から 22 日（水）までの 3 日間にわたり行われ、藤井議員を含む 130 名以上の各国代表等が演説した。

藤井議員は、21 日（火）の本会議において、以下のとおり発言した（実際の発言は英語で行われた）。

議長、同僚議員の皆様、本日は、国際人道法の遵守という極めて重要なテーマについて、日本の立場を交えながら発言したい。まず、10月8日（日本時間の9日）、「ガザ紛争終結のための包括的計画」に基づき、当事者間で第一段階の合意が成立したことを歓迎する。今回の合意は、事態の沈静化と人道状況の改善等につながり得るものであり、米国、カタール、エジプト、トルコ等の仲介国の中でも努力に敬意を表するとともに、全ての当事者に対し、「二国家解決」の実現に向けて、同合意の誠実かつ着実な履行を求める。ガザ地区においては、これまでに民間人を含む多くの尊い人命が失われており、その深刻な人道状況は到底看過できるものではない。ウクライナにおいても多くの民間人が犠牲となっており、国際社会が結束し、悲惨な状況に一刻も早く終止符を打たなければならない。

我々は、こうした現実に対して、単なる非難を超えた具体的な行動が求められている。特に、戦時における人間の尊厳を守るために定められた国際人道法の原則、すなわち、区別、予防、均衡性、人道的・軍事的必要性の厳格な遵守は、いかなる状況でも妥協されてはならない。我が国は、ジュネーブ諸条約及びその追加議定書を締結し、国際人道法の支持と実施に深く関与しており、そして日本は、戦争がもたらす破壊と悲劇を、国家として、また、国民として深く知る国である。

80年前の8月、我々の国は広島と長崎において、史上初の核兵器による攻撃を受け、数十万人の命が一瞬にして奪われた。生き延びた人々も、その後何十年にもわたり放射線障害に苦しみ続けている。あの惨禍を経験した国だからこそ、二度と戦争を繰り返してはならず、そして核兵器の非人道性を、国際社会に強く訴えていく責任があると我々は考えている。

政治的立場は国ごとに異なるかもしれない。しかし、人間の命と尊厳を守るという倫理的・法的原則は、全ての国家が共有すべき普遍的価値である。「命を大切にする」、これは私の基本信条であり、政治家を志した時も、政治とは人々の安心と安全な生活を守ることと確信し、その実現に向けて活動を続けている。

御列席の皆様、議会は平和を守る最後の砦である。我々議員一人ひとりが、国際人道法の重要性を再度認識し、政府に対してもその順守を求め、そして市民と共に世界全体の平和をつくる責任があることを強調し、私の発言を終える。

本会議では、藤井議員以外にも多くの代表団から、ガザ地区やウクライナにおける人道危機に対する緊急行動の必要性等について発言があったほか、広島・長崎に原子力爆弾が投下されて以降、世界中で2,000回以上の核実験が行われたことや、ロシアによるウクライナ侵攻により国際安全保障環境が一層厳しさを増す中で核兵器使用のリスクはかつてないほど高まっていることなどに言及があり、核兵器の禁止及び廃絶は全世界共通の人道上の責務である等の発言がなされた。さらに、PNNND（核軍縮・不拡散議員連盟）の代表（元イス国議員）は、藤井議員の本会議発言を引用しつつ、広島・長崎への原子力爆弾投下及び国連創設から80年となる今こそ、核兵器のない世界の実現を目指す議会の行動を更に強化すべきである等の発言を行った。

藤井議員は、本会議場において、前述の P N N D の代表と意見交換を行ったほか、ヨルダン、モナコ、カナダ、ザンビア、エストニア、フィリピン、パラグアイ、リトアニア、メキシコ、インド、ケニア、ポーランド、リヒテンシュタイン、ルーマニア、モルディブ、ブータン、ドイツ、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、マルタ、オランダ等の議員と懇談し、多くの代表団から、通訳を介さず語り掛けるように、国際社会の結束を呼び掛けた藤井議員の本会議演説を称える声が多数聞かれた。

なお、23 日（木）の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた成果文書「ジュネーブ宣言」が承認された（成果文書の全文は別添 2 参照）。

（3）その他の本会議の議事

「ジュネーブ宣言」の採択に引き続き、23 日（木）の本会議において、民主主義及び人権に関する委員会（第 3 委員会）によって起草された「違法な国際養子縁組被害者への認識及び支援並びにこの慣行を防止するための措置」に関する決議案が上程され、採択された（決議の全文は別添 3 参照）ほか、各常設委員会の報告が承認された。また、来年（2026 年）秋の第 153 回 I P U 会議における民主主義及び人権に関する委員会の議題として「万人のための包摂的な社会開発：障害を抱えて生きる人々の権利及びエンパワーメントを促進するための議会戦略」が採択され、報告委員の指名が行われた。その他、オブザーバー資格に関する I P U 規約の改正が行われた。

4. 第 216 回評議員会

第 216 回評議員会は、20 日（月）及び 23 日（木）に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

（1）I P U 加盟資格

ブルネイの加盟及びニジェールの再加盟が承認され、I P U 加盟国・地域数は 183 となった。

（2）2026 年度 I P U 予算案

総額約 1,899 万スイスフランの予算案が承認された。日本の分担金額は、前年度比約 8 万スイスフラン減の約 93 万スイスフラン（分担率 7.58%）となった。

（3）今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第 152 回 I P U 会議（2026 年 4 月 15 日（水）～19 日（日）、イスタンブール（トルコ））（会議期日及び開催地変更）
- ・第 153 回 I P U 会議（2026 年 10 月又は 11 月、タンザニア）

5. 二国間会談・視察等

藤井議員は、前述のとおり多くの議員団と懇談したほか、先方からの要請に応じ、フィリピン代表団及び英国代表団と二国間会談を行った。

フィリピン代表団との会談では、藤井議員から、同国で発生した地震により犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、JICAを通じた緊急援助物資の供与を含め、引き続き必要な支援を提供していく旨述べた後、南シナ海における海洋安全保障、フィリピン人看護師の受入れ、マニラの地下鉄整備事業などインフラ分野における日本の協力等について意見交換を行い、戦略的パートナーである両国の一層の連携強化を確認した。

英国代表団との会談では、藤井議員の本会議演説に関し、PNN（核軍縮・不拡散議員連盟）に所属している同国団長から謝辞が述べられたほか、同団長の広島訪問、両国の政治分野における男女共同参画、日本周辺の地域安全保障等について意見交換を行い、日英EPA（包括的経済連携協定）の活用を通じた貿易促進の重要性等について認識を共有した。

さらに、藤井議員は、WHO（世界保健機関）、ILO（国際労働機関）及びラムサール条約事務局を訪問し、米国のWHO脱退による影響、プラットフォームエコノミーやケアエコノミーに関するILOの取組、藤井議員の地元鳥取県の米子水鳥公園を含む中海を始め、ラムサール条約に登録されている湿地が持つ多面的機能等について、各機関の幹部からそれぞれ説明を聴取するとともに、日本が貢献し得る分野について意見交換を行ったほか、現地在留邦人との昼食懇談会を実施し、ジュネーブで生活する視点からのスイス事情等について懇談した。

6. 終わりに

今次IPU会議は、国会情勢により、日本国会から藤井議員1名のみの参加となつたものの、本会議の討議において外国議員団が広島・長崎に言及しつつ、核兵器のない世界の実現等について発言する中で、唯一の被爆国である日本の国会議員が核兵器の非人道性等を強く訴え、日本のプレゼンスを明確に示したことは、今回の派遣の大きな成果と考える。

また、藤井議員は、会議の合間を縫って約40か国の議員団と精力的に懇談を行い、その中には、近年参議院の公式議員団が訪問した国や今後参議院の招待により訪日予定の国も含まれており、今次IPU会議への参加は、参議院と諸外国議会との交流を継続的につなげていく上でも極めて重要な機会となった。

最後に、今回の派遣に際し、尾池厚之在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使を始め、在外公館員等多くの方々から御支援と御協力を頂いたことに心から御礼を申し上げ、本報告を終える

別添 1

国際的な組織犯罪、サイバー犯罪並びに民主主義及び人間の安全保障に対するハイブリッド脅威に対抗するための議会行動

採択決議

(2025年10月23日(木)、本会議にて全会一致により採択)

第151回I P U会議は、

- (1) 国家主権の尊重、領土保全、内政不干渉及び紛争の平和的解決を含む国連憲章並びに世界人権宣言、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」(UNTOC、2000年)、「腐敗の防止に関する国際連合条約」(UNCAC、2003年)及びその他の関連国際文書の目的及び原則を想起し、
- (2) 他の機関や市民社会と共に、民主主義、平和、人権及び正当なガバナンスの基盤としての法の支配のためのI P Uのコミットメントを再確認し、今後発効する可能性のある「国連サイバー犯罪条約」に留意し、
- (3) 民主主義の制度、国家安全保障及び国際的安定を脅かし、民主主義を損ない、制度を腐敗させ、我々の社会の社会的・経済的基盤を破壊する、国際的な組織犯罪、薬物の不正取引、サイバー犯罪及びハイブリッド脅威の間の結びつきが強まっていることに危機感を持ち、
- (4) 透明性と法の支配を守る役割を担う議会人、ジャーナリスト並びに政治、市民活動及び経済界の指導者を標的とした攻撃、脅迫、ジェンダーに基づくオンラインの暴力及び暗殺について深く憂慮し、
- (5) 法的枠組みの調和を図り、特にその範囲がますます国際化するサイバー技術を利用した詐欺、人身取引、不正薬物、資金洗浄及び関連する

不正行為等の進化する脅威に対抗するため、各国議会、国連、国際刑事警察機構（インターポール）、地域機関間の連携強化が必要であることを認識し、

- (6) 2025年6月にI P Uと国連薬物犯罪事務所（U N O D C）との間で調印された意向表明書及び組織犯罪との闘いにおける議会の能力強化に向けた両機関の共通のコミットメントに留意し、
- (7) U N O D Cの最近の報告書¹が明らかにした、世界70か国以上から何十万人もの被害者が人身取引され、サイバー詐欺に強制的に従事させられている、東南アジア全域における詐欺組織の産業規模での急増に危機感を持ち、
- (8) 詐欺組織が地域的な犯罪拠点からグローバル化した闇経済へと急速に変化していること、投資や都市開発、又は娯楽施設を装って開発途上地域のガバナンス・ギャップが悪用され、そしてそれがしばしば現地の権力者たちの共謀によって可能とされていること、及び今や国家のG D Pに匹敵する収益を生み出し世界的に拡大していることに強い危機感を持ち、
- (9) 500億～750億米ドルを超える年間収益を生み出している、組織犯罪シンジケート、不正なオンライン市場、地下銀行システムに直接関連する活動を含む、国家及び非国家主体によるオンライン詐欺による搾取、人身取引、偽情報、腐敗が警戒すべき水準に達していることを明らかにしたU N O D Cの報告書（2025年）及びその他の報告を確認し、

¹ U N O D C報告書「転換点：東南アジアにおける詐欺センター、地下銀行、不正なオンライン市場のグローバルな影響」（2025年4月）

- (10) 国家及び非国家主体の双方による、大陸をまたぐ複数国に影響を及ぼす組織的なサイバー侵入、重要インフラの破壊工作、諜報活動及び標的型偽情報キャンペーンの最近の事例を深く憂慮し、
- (11) 國際的な犯罪ネットワークが、ガバナンス・ギャップ、経済特区、紛争の影響を受ける地域及びカジノを悪用して犯罪収益を洗浄し、腐敗を助長し、地域社会の安定を損ない、人権を侵害し、主権を弱体化させ、地域の安定を脅かし、開発を阻害し、並びに組織犯罪との闘い及び法の支配維持に向けた国際的取り組みに挑戦を突き付けていることを想起し、
- (12) また、軍事力の無差別行使、サイバー作戦及び心理戦争を含むハイブリッド戦術の国家主体による破壊的使用の顕著な事例を想起し、
- (13) 女性、子供及びその他の脆弱なグループを含む被害者が、拷問や拘禁の脅威の下で強制的にサイバー詐欺を強要され、再度の人身売買又は更なる権利侵害の危険にさらされていることを懸念し、
- (14) 対策が人道及び人権の原則を完全に遵守することを確保しつつ、サイバー犯罪、人身取引、資金洗浄及び腐敗の交差に対処するため、立法、監視及び協力の強化において各国議会が果たす役割を認識し、
- (15) 犯罪組織の國際性及び技術的高度性が非対称性を生み出し、その拡大及び影響力を強化しており、それにより司法及び治安機関が超国家的機関や技術的に高度な戦略及び手段を通じた対応を要求されていることを考慮し、関与する主体が国家であるか、又は国家の支援がある場合、こうした脅威は更に深刻化することを認識し、
- (16) 平和及び安全保障問題に関する各国議会間の多国間対話のためのグローバルなプラットフォームを提供し、ＩＰＵ戦略 2022-2026 における

る戦略目標4「集団的な議会行動の促進」を通じて具体的な解決策を促進するＩＰＵの役割及び政策的重點分野を認識し、

- 1．国際的な組織犯罪、薬物の不正取引、サイバー犯罪及びハイブリッド脅威との闘いは、国家によるものか非国家主体によるものかに関わらず、統一された議会行動及び確固たる民主的ガバナンスが求められる世界的優先課題であることを宣言し、各国議会に対し、こうした犯罪の実行者への責任追及を確実にする措置を考慮するよう要請する。
- 2．女性や子供への不釣合いな影響に特に留意し、サイバー技術を利用した人身取引、犯罪の強制及び現代の奴隸制を含む国家及び非国家主体の双方によるあらゆる形態の組織犯罪を非難し、各国議会に対し、被害者中心のアプローチを促進し、全ての被害者及びサバイバーの保護及び社会復帰を確保する立法並びに政策の採用を要請する。
- 3．詐欺組織への勧誘を助長する、貧困、教育の不足、不平等、人身取引、紛争及び腐敗といった脆弱性の根本原因に対処することの重要性を強調し、関係当局に対し、これらの問題に取り組む実践的な解決策の実施を要請する。
- 4．ＩＰＵ加盟議会に対し、法の支配及び人権の尊重を確保するとともに、サイバー犯罪対策が人道原則の侵害又は人身取引被害者の二次的被害につながらないよう保証しつつ、適用可能な国際法と整合的な方法で国内法を改正して国家及び非国家主体のサイバー犯罪への関与と闘い、治安・情報機関に対する議会の監視メカニズムを改善するよう要請する。
- 5．各国議会に対し、以下の目的で国内の法的枠組みを強化するよう要請する。
 - (a) サイバー詐欺を目的とした強要の犯罪化。

- (b) 不正行為に関与したセキュリティ会社への制裁強化。
 - (c) 不正なオンライン賭博、仮想通貨の資金洗浄及び地下銀行システムに悪用される法的抜け穴の解消。
 - (d) 民主主義制度への組織犯罪及び外国の干渉の浸透を防止するための選挙、金融及び透明性に関する法律の見直し。
 - (e) 不正取引やサイバー犯罪への関与を防止するための国家治安機関及び法執行機関に対する独立した監視の強化。
 - (f) 不正行為に関与した公務員及び政府に対する制裁強化。
6. 議会人の保護を要請し、I P Uの国会議員の人権委員会に対し、議会人に対する攻撃を監視・記録するよう要求する。
7. 各国政府及び各国議会に対し、包摂的かつ持続可能な政策を通じて脆弱性の構造的原因（貧困、不平等、制度的欠陥及び腐敗）に対処するよう要請する。
8. U N O D C、インターポール、組織犯罪対策の地域機関等、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の下で国際的な組織犯罪と闘う既存の地域的・国際的・世界的な法執行・安全保障機関の活動並びに腐敗の防止に関する国際裁判所、ラテンアメリカ・カリブ海地域国際的な組織犯罪の防止に関する刑事裁判所（C O P L A）、又は国際的な組織犯罪の防止に関する南米南部共同市場の機関等、国際的な組織犯罪が行われる領域においてこれに対処する新たな機関を創設することを支持する。
9. I P U加盟議会に対し、国際法及び新たな国際刑事法体系に基づき、非国家主体、国家又は組織的・体系的に活動するその代理人のいずれによるものかを問わず、国際的な組織犯罪行為が人道に対する罪を構成し得ることを認識するよう要請する。
10. 第146回 I P U会議（マナーマ・バーレーン、2023年3月）採択決

議「サイバー犯罪：世界の安全保障に対する新たなリスク」に沿い、重要インフラ及び公共情報システムを保護するため、I P U加盟議会間で共同のサイバーセキュリティの枠組み及び基準を策定することを勧告する。

11. 詐欺組織に関する不正な資金洗浄を抑制するため、仮想通貨、オンラインプラットフォーム及び国境を越えた資金移動に対する規制を強化し、国際金融機関に対し、強化されたデュー・ディリジェンスを導入するよう要請する。
12. 各国議会に対し、デジタル脅威に対処するあらゆる措置において、市民の自由を守り、プライバシーを保護し、及び人権の完全な尊重を確保すると同時に、民間部門及び市民社会と連携し、偽情報及びデジタルの悪用に対抗する技術イノベーションを促進するよう奨励する。
13. 重要インフラに関するサイバー技術を利用した破壊工作、偽情報及び攻撃を含むハイブリッド脅威戦術が国家又は非国家主体によって実施又は支援された場合、国際法違反、場合によってはテロ行為を構成し得ることを認識し、ゆえに国際人道法及び人権規範の完全な尊重を要請する。
14. 主権国家に対する威嚇、侵略及び内政干渉の手段として、領空侵犯、組織的な影響工作及び標的型サイバー侵入を用いることを非難する。
15. I P Uに対し、既存の機関を活用して、犯罪の強制並びに金融犯罪、人権及び国際人道法違反への対応における立法協力を促進し、その実施状況を監視するよう要請する。
16. この問題を「民主主義、ガバナンス及び世界の安全保障」として常設の議題項目に含め、今後のI P U会議において進捗状況を検証す

ることを提案する。

ジュネーブ宣言

「危機的状況における人道規範の維持及び人道行動の支援」

(2025年10月23日(木)、本会議にて承認)

我々、スイスのジュネーブで開催された第151回I P U会議に参加した世界各國の国会議員は、国際人道法(I H L)の尊重を維持及び促進し、人道行動を支援することへのコミットメントを再確認する。

我々は、国家及び非国家主体が関与する前例のないレベルの武力紛争が深刻な人道上の課題をもたらしている時代に集っている。民間人が敵対行為の主たる被害者となっており、特に女性及び女児が、最も脆弱な立場にある子供、高齢者、障害者、避難民、負傷者及び病人とともに、不釣り合いな影響を受けている。民間インフラ、病院及び医療・救援のための要員も攻撃の対象となっている。

我々は、I H Lが人道的原則及び軍事上の必要性の均衡を確保するために設計されたことを想起する。その規範及び原則は、武力紛争下において、戦闘に元より参加していない、またはもはや参加していない個人を保護し、戦争の手段及び方法を制限することにより、苦痛を軽減し人間の尊厳を保護することを目的としている。これらは戦場における共通の人道性の最低基準を表しており、武力紛争の全ての当事者が常に尊重しなければならない。

1949年のジュネーブ諸条約及び追加議定書は、第二次世界大戦の惨禍に対する多国間対応として採択されたI H Lの中核をなす。四つのジュネーブ条約は普遍的に批准され、国際慣習法に大部分が組み込まれており、全ての国家及び武力紛争の当事者に対して拘束力を有する。

時が経つにつれ、また戦争に関する技術の進展に対応して、対人地雷禁止条約(A P M B C)及びクラスター弾に関する条約(C C M)といったその他の

重要な IHL 文書も採択された。これらの条約は、その使用によって生じる、武力紛争終結後も長期にわたって続く影響を含む、壊滅的な人道的結果を考慮し特定の兵器を禁止することを目的としている。

これらの人道的文書は、武力紛争下における民間人の苦痛を最小限に抑えるために策定されたものであり、その存在意義は武力紛争時に適用及び尊重されることにある。IHL 諸条約は保護の手段であり、選択的な適用、寛容な解釈又は政治的道具としての利用はされてはならない。これらの規範の維持は、我々を結びつける道徳的価値の保持を意味する。

採択以来、IHL 関連の法的枠組みは、その執行と尊重によって数百万の命を救い、武力紛争が市民の生活及び未来に及ぼす影響を大幅に制限してきた。技術の発展に伴い新たな戦争の方法及び手段が時とともに出現しているものの、既存の IHL 規則は依然として有効であり、サイバー軍事作戦、自律型兵器システム並びに軍事計画及び意思決定に用いられる AI を含め適用され続けなければならない。

人道行動もまた、増大する課題に直面している。

現在の国際情勢は人道支援の更なる政治化をもたらし、人道活動に深刻な危機を引き起こしている。紛争地域へのアクセス問題及び支援物資の輸送能力が主要な懸念事項となっている。世界的な人道支援資金の削減により、人道支援システムは崩壊寸前となり、支援を必要とする多くの人々が命を落とす危険に晒されている。

我々は、原則に基づく人道行動、すなわち、人道、公平性、中立性及び独立性という基本原則に従って実施される人道活動の支援の重要性を想起する。さらに、IHL は、全ての紛争当事者に対し、公平な人道支援の迅速かつ妨げられない通行を許可し促進する義務を課している。これは、病院、医療センター、救急車及び人道支援のための物資を運ぶ車列が決して標的とされたり軍事目的で悪用されたりしてはならないこと、医療倫理が守られなければならないこと並びに医療従事者が人道的義務に反する行動を強要されてはならないこと

を意味する。

我々は、人道組織の活動に対する十分な財政支援の重要性を想起し、赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ）を含む国際赤十字・赤新月運動、国連人道機関及びその他の人道組織への支持を表明する。我々は、しばしば大きな個人的危険を冒しながら行われる人道専門家たちの重要な活動を称賛する。彼らの保護及び独立性は常に確保されなければならない。我々は、第80回国連総会で発表された「人道要員保護に関する宣言」を歓迎し、ＩＰＵ加盟議会に対し、各国政府が同宣言を支持することを奨励するよう要請する。

武力紛争が増加し、分極化及び不平等が拡大し、誤情報が蔓延する現代において、ＩＨＬを尊重し、その尊重を確保し、人道行動を支援する強固かつ持続的な政治的コミットメントは、これまで以上に必要とされている。我々議会人は、立法、監視及び代表機能を通じて重要な役割を担うことを見出します。

したがって、我々は以下に取り組むことを誓う。

現行のＩＨＬの法的枠組みとその執行を強化する。

- ＩＨＬ諸条約への加盟または批准に向けた取組を追求する。
- 新たな立法の採用及び／又はＩＨＬ上の義務を明文化する国内法体系の見直し及び改正を通じて、ＩＨＬを国内立法に完全に組み込むよう確保する。
- 軍及び治安部隊に対する継続的なＩＨＬ教育のための項目を防衛予算に含めるよう確保することにより、ＩＨＬを軍事訓練に組み込む。
- 適切な刑事立法を採用し、国家司法当局が重大なＩＨＬ違反及び戦争犯罪の責任者を起訴するための立法上の手段を確保することを含め、ＩＨＬ違反に対する国内抑止のための効果的な制裁メカニズムが整備されていることを確認する。
- 武力行使、武器移転及び平和活動に関する全ての政府決定が、証拠に基づき、ＩＨＬ上の義務と整合し、かつ決定の人道的影響が明確に考慮されるよう、議会の監視機能を強化する。
- ローマ規程により設立された国際刑事裁判所を含む、ＩＨＬ違反の加害者に対する不処罰を終わらせるために設立された地域的及び世界的メカニズムを

支援する。

IHL違反を防止する。

- IHLの実施、遵守状況の監視及び知識の普及に際し政府を援助するIHL国内委員会の設立又は強化を支援する。
- IHL能力構築及び国内実施のための予測可能な複数年にわたる財政資源を配分する。
- 新法がIHL上の自国の義務と整合するよう確保するため、IHL関連事項を扱う議会機関の設置を含め、IHLに関する専門知識を自国の議会調査及び立法サービスに統合する。
- オピニオンリーダー及び国民の代表としての影響力を活用し、IHLの妥当性の再確認、誤情報への対処並びに相互尊重及び対話の促進のために発言することで、人道規範及び人道行動に関する国民の理解を形成する。
- 紛争や分極化にしばしば伴い、共感の喪失や苦痛の常態化を招く「非人間化」と闘い、IHLが、紛争の当事者の所属や関係にかかわらず、武力紛争の影響を受ける全ての人々を保護することを認識する。

原則に基づく人道行動の提供を支援する。

- 人道行動の中立性、公平性及び独立性を確保しつつ、迅速かつ妨げられない人道的アクセスを保証する法律及び行政枠組みを採用し、これらの規定が周知され実施されることを確保する。
- 国家の制裁及びテロ対策枠組みを見直し、その適用範囲が広範な場合、公平、中立、独立した人道組織による活動に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 人道支援を提唱し、国内外の人道支援機関に対し政治的及び財政的支援を提供する。

グローバルな人道支援体制を強化する。

- 国内、地域及び世界レベルにおいて、関連するIHLのステークホルダーとのパートナーシップを構築する。
- ICRCを含む国際赤十字・赤新月運動、国連人道機関及び人道組織との連携を強化する。
- 人道アジェンダの推進に不可欠な、多部門にわたる包摂的なアプローチを採

用する。これには、武力紛争下における民間人の苦難を増幅させる広範な政治的、社会的及び開発上の課題への対応並びに武力紛争時に最も脆弱な立場の人々のニーズを考慮することが含まれる。

-議会内外を問わず、意思決定プロセスへの女性及び若者の実質的な参加を確保する。特に女性及び女児は、紛争時を含む構造的な男女不平等に直面している。IHLを実施する際にこうした差異を考慮することで、全ての人々の保護が改善する。

-包摂、連帯、協力、共通の責任及びルールに基づく国際秩序といった多国間の価値観を維持及び刷新するための不可欠な手段として、議会外交及び対話に投資する。

我々は、ICRCがブラジル、中国、フランス、ヨルダン、カザフスタン及び南アフリカと共に立ち上げた現在進行中の国際人道法への政治的コミットメントを活性化するための世界的なイニシアティブ及び、人道的な軍縮の規範を維持し、地雷の対策を強化することを目的とした国連事務総長のグローバル・キャンペーンを歓迎する。我々は、これらのイニシアティブについて各国議会内で認識を高め、各政府がこれらを正式に支持し積極的に参加するよう促すことを約束する。

我々は、IHLを世界中の議会のアジェンダにおける政治的優先課題とすることで、IPUが独自の役割を果たすことを強調する。我々は、IPUが、その活動においてIHLを主流化し続け、この分野における議会への技術支援を強化するよう奨励する。IPUが、ICRC、国連及びその他のステークホルダーとパートナーシップを構築し、議会が世界レベルで人道規範及び人道行動の効果的な擁護者であり続けることを確保するよう奨励する。

人道、思いやり及び法の支配の提唱者となろう。

我々は、この宣言を自国議会に持ち帰り、我々の共同作業の成果を自国の政府当局に広く伝えるとともに、立法、予算、監視及び代表活動を通じてこの宣言の原則を実施するよう努めることを誓約する。我々は、自国議会において、また、IPUの枠組みを含む継続的な議会間対話及び協力を通じて、このアジ

エンダに継続的に取り組むことを約束する。

違法な国際養子縁組被害者への認識及び支援並びにこの慣行を
防止するための措置
採択決議

(2025年10月23日(木)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第151回IPU会議は、

- (1) 1948年の「世界人権宣言」、1966年の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」並びに1989年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」の特に第21条及び2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」にうたわれ、1990年の「子どもの生存、保護及び発達に関する世界宣言」及び「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても再確認されている児童の最善の利益の最重要性を強調する人権の基本原則を想起し、
- (2) 出生登録及び身元関係事項に係る権利について定める「児童の権利に関する条約」第7条並びに違法に身元関係事項を剥奪された児童の身元関係事項の再構築について適切な支援を提供するよう締約国に義務を課す同条約第8条に特に言及し、
- (3) また、2000年に採択された「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」、特にその第3条及び2009年の「児童の代替的養護に関する指針」に言及し、

* ロシアは決議文全体について反対を表明した。
ペラルーシは決議文全体について留保を表明した。

- (4) 国際養子縁組が合法であり、当該児童の最善の利益となり、かつ、児童の基本的権利を尊重すると同時に、児童の誘拐、売買及び人身取引の防止を確保することを目的とする、1993年年の「国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約」等の国際条約を考慮するとともに、一部の国家が、1993年ハーグ条約で定義される養子縁組に代えて、国内法及び文化的・宗教的原則に合致する形で代替的児童養護・配置制度（後見制度やカファーラ^{訳注}など）を設けていることを認識し、
- (5) 難民児童に関するハーグ勧告で認識されたとおり、紛争により国際的に避難を余儀なくされた児童は特に脆弱であることを確認し、
- (6) また、自ら経験した深刻な人権侵害に対する正義と救済を求めて勇気をもって声を上げる違法に養子縁組された人々の世界的な動きが高まっていることを確認し、彼らの真実、アイデンティティ及び救済に対する基本的権利並びに自らの人生に影響を与えるあらゆる関連プロセスに実質的に参加する権利を確認し、
- (7) 違法な国際養子縁組は、児童及び家族の安全及び尊厳を損なうと同時に、合法的な養子縁組制度の健全性を損ない、国家、機関及びコミュニティ間の信頼をむしばむものであることを認識し、
- (8) 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」、特に、この問題について児童の最善の利益を確保するために必要な措置を講じることを各締約国に要求する同条約第25条に留意し、
- (9) また、国連強制失踪委員会が他のいくつかの国連機関及び特別報告委員を代表して2022年9月29日に発表し、違法な養子縁組が人道に対

訳注 イスラム法における養子縁組制度

する罪に該当する場合があることを確認した、「違法な国際養子縁組に関する共同声明」に留意し、

- (10) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」に言及し、
- (11) 「国際刑事裁判所に関するローマ規程」が、特に武力紛争時における児童の国外退去、移送、又は違法な養子縁組を、広範又は組織的な攻撃の一環として行われた場合に、戦争犯罪又は人道に対する罪と分類していることを認識し、関連する国際機構が、国際刑事裁判所による当該犯罪の加害者に対する逮捕状の発付などを通じて、こうした行為の重大性を認めてきたことを想起し、紛争状況における正義、説明責任及び児童の保護を確保するため、各国がこれらの機構と協力することの重要性を強調し、
- (12) 違法な国際養子縁組は、人身売買の一形態を構成し、平和と繁栄の重要な推進役である持続可能な開発目標、特に「子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」ことを目指すターゲット 16.2 の達成を妨げ得ることを考慮し、
- (13) また、各国議会が自国政府と連携し、違法な国際養子縁組が児童に及ぼす悪影響について国民の認識を高めることが極めて重要であることを考慮し、
- (14) 2023 年 10 月 27 日の第 147 回 IPU 会議採択決議「児童養護施設の人身取引：被害を減らすための議会の役割」及び「ロシア連邦による、一時占領地からロシア連邦への数千人の児童を含むウクライナの民間人の強制移住のような、外国勢力による恣意的な国外退去から自由となるため、全ての人間の権利」を再確認した 2022 年 10 月 15 日の第 145 回 IPU 会議採択決議「国際移住の多い国の地方及び地域の開発

並びに国家主導のものを含むあらゆる形態の人身取引及び人権侵害阻止の議会による推進」を想起し、

- (15) 児童の権利の重大な侵害に当たり、被害者、その家族及びコミュニティに永続的なトラウマを与える、児童の人身取引、強制的な分離、身元関係事項の偽造を伴うことが多い、違法な国際養子縁組がなお続いていることを深く憂慮し、
- (16) これらの違法な養子縁組は、被害者である児童に破滅的な状況をもたらし、被害者はアイデンティティ、文化的遺産、実の家族、心理的安定、虐待や搾取からの保護、そして多くの場合公民権までも失うという複数の喪失を含めた負の連鎖に陥り、時にはイデオロギー的な洗脳にさらされることもあり、こうした不正義に対処するためには、即時かつ適切な対応が不可欠であることを認識し、
- (17) このような状況においては、3つの類型の被害者、すなわち、自身のルーツ、文化的アイデンティティ及び実親との絆に関する課題に直面し得る児童、自身の子を養育する基本的権利を奪われ、しばしば悲しみに襲われる実親、そして、仲介者や当局に誤った情報を与えられ、養子縁組の事情を知つて苦痛や罪悪感に苛まれ得る養親がいることを認識し、
- (18) また、違法に養子縁組された児童は、特に武力紛争の状況において、物乞い、売春、ポルノ、麻薬取引又は武装集団による動員等の搾取にさらされる場合があることを認識し、
- (19) 国連専門機関、特にユニセフ及びそのパートナー機関が公表した、武力紛争地域における児童の状況、並びに武装集団、特にテロリスト及び分離主義者集団による拉致、不法拘禁、違法な養子縁組、身元関係事項偽装及び被害者の軍事徴用といった事例の危機的な増加に関する様々な報告を深く憂慮し、児童の軍事徴用は「戦争犯罪」とみなされ、

国際条約及び協定、特に「児童の権利に関する条約」、「国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約」、「バンクーバー原則」及び「パリ原則」によって禁止されていることを想起し、

- (20) 武力紛争の状況において、「戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約」第 50 条が占領国による養子縁組を含む児童の身分上の地位の変更を禁止していることを想起し、
- (21) 違法な養子縁組の被害者に対する行政上の影響は、教育へのアクセス、結婚、氏名の変更又は子の法的認知に支障を来すことにより、国籍及び身元関係事項に関する人権侵害にもつながる可能性があることを明確にし、
- (22) 違法な養子縁組の被害を受けた多くの児童は、成人するまで自身の地位を知らないままであり、これは犯罪の時効に関して考慮される可能性があることを強調し、
- (23) また、虐待を防止し、児童の完全な権利及び最善の利益の尊重を確保するため、養子縁組の手続は透明性が確保されなければならず、特に財務面、閉鎖的な養子縁組行為の防止及び民間機関を含む養子縁組機関に対する国家又は独立機関による監督が強化されなければならないことを強調し、
- (24) さらに、違法な国際養子縁組を抑制するための関連する国際的枠組みを活用した国際的な連携及び協力が、児童に対するこの犯罪行為を最小限に抑えることを強調し、
- (25) 母親の社会的地位又は婚姻状況に関する家父長的規範及び道徳的・宗教的観念に根ざすことが多いジェンダーに基づく差別及び暴力、マイ

ノリティや先住民族に属する人々の排除並びに国内法の不備が、違法な養子縁組の主な要因となっていることを認識し、

- (26) 国内における養護の選択肢の不足、汚職、経済的困難、貧困、障害、無力感、移住、強制移動、親の収監、薬物乱用及び関連当局からの社会的支援の欠如が、児童を家族から不必要に分離する更なる要因となっており、十分に考慮されなければならないことを認識し、
- (27) 児童の権利を侵害する行為の防止、監視及び処罰並びに国内法と国際的な人権基準との調和における議会の極めて重要な役割を認識し、
- (28) また、AI及びデジタル記録管理を含む新技術が、違法な養子縁組に関連する身元詐称の防止及び発見において極めて重要な役割を果たす可能性があることを認識し、
- (29) 国際紛争及び不安定な情勢が、違法な養子縁組を含む児童の人身取引のネットワークの活動を助長する環境を生み出していることを認識し、
- (30) 人身取引の現代的形態である違法な養子縁組が、デジタルプラットフォーム及びオンラインネットワークを通じて一層容易に行われるようになり、防止及び取締まりに新たな課題をもたらしていることを懸念し、
 1. 現時点で「児童の権利に関する条約」及び／又は「国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約」の締約国ではない国に対し、これらの条約の締約国となるために必要な関連手続を講じる可能性を考慮することを含め、これらの条約の原則に沿った国内における養子縁組の枠組みを強化するよう要請し、また、締約国は、児童の最善の利益に則り、国際養子縁組に関する法的手続が適切に機能することを確保し、推進しなければならないことを再確認する。

2. 全ての国に対し、「児童の権利に関する条約」又は「国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約」の締約国であるか否かを問わず、違法な国際養子縁組の存在並びにそれが児童及びその家族にもたらす影響について公式に確認し、関連する国際的な合意に従い、加害者の責任を追及し、その発生及び再発を防止するために必要な法的、行政上及び調査上の措置を講じるとともに、国際基準に従って行われる合法的な養子縁組に対する信頼を維持するよう要請する。
3. また、全ての国に対し、違法な国際養子縁組の影響を受けた者（養子、実親及び養親）を被害者として公式に認め、謝罪し、適切な支援、保護、司法へのアクセス、救済及び可能な場合には再統合を提供することを約束し、苦痛を認めることと関係者の責任追及の確保とのバランスを図りつつ、合法的な養子縁組が依然として有効な保護手段であり、非難されるべきではないことを明確にするよう要請する。
4. 占領地域からの児童の違法な国外退去、移送及び養子縁組を最も強い言葉で非難し、こうした行為が国際人道法に対する重大な違反を構成することを強調する。
5. また、ロシア連邦による占領地域からの数千人のウクライナ児童の移送という、違法な養子縁組を助長し、「戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約」第 50 条に規定される児童の個人的身分関係事項、国籍及び家族関係への干渉禁止を含む、ロシア連邦の国際人道法上の義務違反を構成する行為を非難する。
6. 各国に対し、国内法の枠組みにおいて違法な国際養子縁組が人身取引の一形態としてどのように分類されるべきかを自国の法体系に基

づいて評価し、こうした行為を防止するための効果的な措置を検討するよう要請し、さらに各国議会に対し、違法な国際養子縁組の被害者を軍事徴用することを戦争犯罪と定義する立法を採用するよう要請する。

7. 各国議会に対し、国際養子縁組における児童の人身取引、誘拐及び売買を検知し、対処するための積極的措置として、それらの行為の申し立てを報告・調査するための、アクセス可能な報告メカニズム、独立した透明性のある調査及び全ての被害者の保護を確保した国内の手順の確立を提唱するよう要請する。
8. 各国議会に対し、このような違法な養子縁組を可能にした立法上、行政上又は司法上の欠陥を特定するための独立した調査を実施し、これらの欠陥を是正するための具体的な措置及びこうした行為の被害者に正義をもたらし、支援することを確保する救済措置を講じるよう要請する。
9. また、各国議会に対し、違法な養子縁組行為に加担した個人又は機関（民間機関、ヘルスケア従事者及び公務員を含む）に対する法的制裁を導入又は強化するよう要請する。
10. 既存の二国間・多国間協定及び関連国際条約、強化された監視制度、国家間の情報交換、違法な養子縁組の活動に関与する犯罪ネットワークの共同捜査及び制裁並びに児童の違法な国外退去及び養子縁組事件の捜査・起訴における法的慣行の整理及び国際刑事裁判所を含む国際司法メカニズムとの協力により、違法な国際養子縁組を防止するための取組を調整し、国際養子縁組の法制度を強化するグッドプラクティスの交換を促進するため、国際協力を強化し、地域的・多国間のタスクフォースを設置することを要請する。

11. 様々な国連機関、特に国連難民高等弁務官事務所及び国連の平和維持ミッションに対し、武力紛争地域における違法な国際養子縁組の被害者名簿の作成などを通じて、違法な国際養子縁組の防止に貢献するよう要請する。
12. 各国議会に対し、違法な国際養子縁組の根本原因、特に母親の社会的地位又は婚姻状況に関するジェンダーステレオタイプ、外国人排斥、貧困、並びに民族的・宗教的・言語的マイノリティ、移民、難民及び先住民を含む特定の集団を標的とする差別に注視しつつ、積極的に対処するよう要請し、また、民族集団の児童の養子縁組は、「児童の権利に関する条約」に沿って、特に文化的・言語的・民族的アイデンティティを保持する権利を含む児童の権利を尊重しなければならないことを強調する。
13. また、各国議会に対し、民間養子縁組機関の活動を規制する法律を制定するよう要請する。
14. さらに、各国議会に対し、社会保護制度の強化、子育て支援への投資及び必要不可欠なサービスへのアクセス確保を通じて、違法な国際養子縁組を防止するよう要請する。
15. 各国に対し、身元関係事項偽装を防止し説明責任を確保するため、生体認証データやデジタル出生登録を含む養子縁組手続を追跡する安全な集中型デジタルシステムの開発・実施を要請する。
16. 各国に対し、市民社会及び国際的な関係者と協力し、違法に国外退去させられ、もしくは養子縁組された児童の身元関係事項確認、追跡及び帰国を支援し、必要な場合にそのための仕組みを確立し、家族の再統合又は出身国における適切なケア並びに法的身元関係事項及び国籍の回復を含む児童の最善の利益を確保するよう要請する。

17. また、各国に対し、違法な国際養子縁組の被害者に対する以下の財政的・構造的な支援を確立するよう要請する。
 - (a) 被害者が自身の出自を追跡するための記録文書への容易なアクセス
 - (b) 養子縁組の無効化によっては、いかなる市民権、国籍又は身元関係事項の喪失も生じないことの保証
 - (c) 被害者に対する関連費用の免除を含む、被害者及びその家族が利用可能な心理的、法的、社会的及び行政的支援の提供
 - (d) 失われた身元関係事項を取り戻すための氏名変更の簡略化
 - (e) 後になって真実を知った被害者が法的措置を講じることを可能にする、このような犯罪に関する時効の撤廃
 - (f) プライバシー、インフォームド・コンセント及びこれらに関連する保護措置を十分に考慮したDNAデータベースの確立
 - (g) 出身国との結び付きの回復を希望する、違法に養子縁組された者を対象とする言語再学習及び文化再統合プログラムの設立
 - (h) 真相究明、記録文書の公開、法的支援及び国民の意識向上に関するプロセスへの被害者団体の参加
 - (i) 正義の実現や家族の再統合を求める違法な養子縁組の被害者への法的支援、DNA鑑定、治療及び移動費用を賄うための国内又は国際的な信託基金の創設
18. 各国に対し、こうした状況をより的確に把握し、対処する能力を強化するために、違法な国際養子縁組の事例研究を裁判官、検察官、弁護士、警察官、ソーシャルワーカー及び外交官（特に領事）の研修プログラムに盛り込むよう要請する。
19. また、各国に対し、二国間・地域的・多国間メカニズムなどを通じた他国との包括的協力を強化し、養子縁組プロセスにおけるベストプラクティス、教訓及び成功事例を共有するとともに、こうした実

践が国際的に拘束力のある法的枠組みと整合性を保つよう確保することを要請する。

20. 各国議会に対し、法的補償メカニズム及び出自の追跡への支援を通じた被害者に対する補償措置の各国政府による確立を勧告するよう要請する。
21. また、各国議会に対し、違法な国際養子縁組、児童の人身取引並びに児童の軍事徴用の危険性が高い紛争地域及び人道危機において、こうした状況における児童の保護措置を強化し、紛争や人道的危機の状況における侵害に対して最も脆弱な集団の一つである女性及び女児の権利及び具体的なニーズを十分に考慮し、適当と認められる場合には、当該地域での国際養子縁組を一時的に停止し、国境、空港及び港湾等における児童誘拐の検知にかかる職員の訓練に重点を置くことにより、各国政府が警戒強化を促進するよう勧告することを要請する。
22. 各国政府及び各国議会に対し、違法な養子縁組及び関連する人身取引活動の促進に悪用されることを防止するため、デジタルプラットフォームの監視及び規制を強化するよう要請する。
23. 国際養子縁組制度における透明性、監督及び説明責任を強化するため、定期的な対話及び技術支援を行う高官級プラットフォームの設置を奨励する。
24. 各国に対し、国際司法の枠組みの中で違法な国際養子縁組及びその被害者の軍事徴用の問題に対処し、このような行為を人道に対する罪を構成し得る重大な人権侵害として認識するため、国連及び国際刑事裁判所等の国際機関と協力するとともに、被害者に対する新たな救済手段を提案するよう要請する。

25. 各国に対し、違法な養子縁組の犯罪行為の加害者を普遍的レベルで起訴するための法的根拠を創設する関連立法の採用を検討するよう要請する。
26. 各国議会に対し、児童の社会的・文化的絆を保護するため自国内における養子縁組を優先し、紛争地域における養子縁組は国連や赤十字国際委員会等の国際的に認められた機関を通じてのみ実施されることを確保するよう要請する。
27. 各国議会に対し、広報活動や、適當と認められる場合には、国際法及び倫理的原則に適合した透明性の高い養子縁組手続の重要性について、学校教育課程及びより広範な教育モジュールに取り入れることを通じて、当局及び一般国民の認識を高めるよう要請する。
28. 各国議会に対し、決定が透明性をもって、児童の最善の利益を完全に尊重して行われ、内部告発者や証人が報復から保護されるよう保証しつつ、養子縁組のプロセスに対する効果的かつ十分な資源を伴う独立した監督を確保し、それにより合法的な国際養子縁組の法的信頼性を守るよう要請する。
29. 関係当局に対し、機密保持及び身元関係事項保護のための厳格な安全措置を確立することにより、違法な国際養子縁組事例の公的な認知が養子となった児童への烙印に繋がらないよう確保することを要請する。
30. 各国政府及び各国議会に対し、この現象の規模を評価し、政策対応を改善し、合法的な養子縁組制度におけるグッドプラクティスに関するデータを収集・共有するため、自国の記録を保存するとともに、適當と認められる場合には国際機関と協力し、違法な国際養子縁組及びその被害者の軍事徴用に関する信頼性の高いデータの収集を確保するよう要請する。

31. 各国に対し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」などの国際人権基準に沿ったジェンダーに配慮した視点及び非差別の原則を、違法な国際養子縁組の防止及び対策を目的とするあらゆる措置並びに被害者への救済及び支援の提供に統合・適用し、女性及び女児の権利及び具体的なニーズが十分に考慮されるよう確保することを要請する。
32. 各国及び各国議会に対し、国際法に従い、親の養育を欠く児童に安全かつ愛情ある家庭環境を提供するため、国際養子縁組に関する法制度を強化・促進する政策を採用するよう要請する。
33. IPU及び各国議会に対し、違法な国際養子縁組を防止するための行動計画を実施する観点から、関連する国連機関との協力を強化するよう要請し、また、IPUの執行委員会に対し、IPU及びそのパートナーが違法な国際養子縁組の防止に関する議員会議を主催するという提案を検討するよう要請する。